

# 側弯症患者の会細則

## 第一章 名称

第一条 本細則を側弯症患者の会細則と称する

## 第二章 目的

第二条 本細則は側弯症患者の会規約を補足することを目的とする

## 第三章 本会の活動

第三条 本会は規約第一条の目的を達成するために次の活動を行う

1. 会報誌「ほねっと通信」の発行
2. WEBサイトによる情報提供
3. 側弯症に関する医療・福祉の情報提供
4. セミナー、講演会、ブロック交流会、全体交流会の開催
5. 会員制掲示板及びグループメールでの相談窓口の設置
6. その他目的達成に必要な活動

## 第四章 会員

(種別)

第四条 患者の会に次の会員をおく

1. 普通会員 本会の目的に賛同して入会した側弯症患者及びその家族
2. 協賛会員 本会の活動の趣旨に賛同し本会の運営を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第五条 本会へ入会を希望する個人及び団体は、所定の手続きによって申し込まなければならない

(会費)

第六条 会員は本会規約第九条に定める年会費を納入しなければならない

ただし年度途中4月～12月の新入会員の会費は定められた金額となり、1月（会報冬号発行後）より3月までの新入会員の会費は会員となった期の次期より徴収する  
年度途中の退会会員の会費は返金しない

(会費の免除)

第七条 生活保護世帯及び被災世帯は会費を免除する

会費の免除を希望するものは様式第一号の申請書を提出すること

会費免除の申請は会員もしくは代理人が行い役員会で承認されなければならない

(会員の資格の喪失)

第八条 会員が次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

1. 退会届を提出したとき
2. 会員である団体が消失したとき
3. 会費を納入しなかったとき
4. 除名されたとき

(退会)

第九条 会員は、退会の旨を代表に連絡し、任意に退会することができる

(除名)

第十条 会員が次の一つに該当するに至ったとき、役員会の議決によって除名することができる  
ただし、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない

1. 患者の会の規約及び細則に違反したとき
2. 患者の会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

## 第五章 役員

(構成)

第十一条 本会の役員は本会員で構成される

(選任)

第十二条 代表、副代表、会計、会計監査及び運営委員は、総会により選任する

(役員職務)

第十三条 代表は本会を代表し会務を総括運営する

2. 副代表は、代表を補佐し代表不在時はその職務を代行する
3. 会計は、本会の金銭の出納業務及び本会の財産の管理を行う
4. 会計監査は、会計の業務を監査する
5. 運営委員は、会報発行、名簿の作成等円滑にすすむよう運営する

(役員職務遂行による規則)

第十四条 役員は役員間の連絡のために役員メーリングリストに登録する

2. 役員は役員メーリングリストに定期的アクセスし、その職務を遂行しなければならない
3. やむを得ない理由で役員メーリングリストにアクセスできない場合はその旨役員に伝える

(交通費)

第十五条 役員には、会務に必要な旅費を支給する

(交通費の内容)

第十六条 旅費の支給は次の通りとする

1. 交通費の種類は、鉄道費、航空費、車賃の実費、やむを得ない理由で宿泊を伴う場合、出張日数に応じ宿泊料の実費（但し上限5千円/1泊）を支給する
2. 車賃の燃料代は1km当たり20円で支給する
3. 交通費は最も経済的な通常の経路及び方法により計算する

(経費)

第十七条 役員は経費精算要領の2の定めるところにより活動に応じた必要経費の支払を受けることができる

(役員会)

第十八条 役員会は、代表、副代表、会計、会計監査、運営委員でもって構成し本会の運営にあたる

(役員会の機能)

第十九条 総会に付議すべきこと

1. 総会に提案する議案
2. 総会の議決した事項の執行に関する事
3. 細則制定に関する事
4. その他、本会の運営に関する事

(役員会の開催)

第二十条 役員会は、年1回以上開催する。ただし会合による役員会が困難な場合は、通信による役員会も可能とする

(議決)

第二十一条 役員会の議事は参加役員の過半数をもって議決する

## 第六章 運営委員補佐

(構成)

第二十二条 本会の運営委員補佐は本会員で構成され、役員会で承認された人数で構成される

(選任)

第二十三条 運営委員補佐は、役員会により選任する

(運営委員補佐の職務)

第二十四条 運営委員補佐は、運営委員の補佐を行う

(交通費)

第二十五条 運営委員補佐には、会務に必要な交通費を支給する

(交通費の内容)

第二十六条 旅費の支給は次の通りとする

1. 交通費の種類は、鉄道費、航空費、車賃の実費を支給する
2. 車賃の燃料代は1 km当たり20円を支給する
3. 交通費には最も経済的な通常の経路及び方法により計算する

(経費)

第二十七条 運営委員補佐は経費精算要領の3の定めるところにより活動に応じた必要経費の支払を受けすることができる

## 第七章 総会

(構成)

第二十八条 総会は、会員をもって構成する

(総会の機能)

第二十九条 総会は、以下の事項について議決する

1. 規約の変更または廃止
2. 会計報告に関すること
3. 役員を選任
4. その他、本会の運営に関する重要事項

## 第八章 会計

(会計)

第三十条 本会の運営に必要な費用は会費、寄付金、補助金及びそれらの利息を充てる

(会計年度)

第三十一条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする

## 第九章 弔慰金

第三十二条 本会員及び患者が死亡した場合、弔慰金5千円をおくる(様式第2号)

## 第十章 雑則

第三十三条 本会の運営に関する細則は役員会において定める

附則

本細則は、2011年7月2日より施行する

本細則の改正は、2012年7月15日より施行する